

## 地域再犯防止推進モデル事業の実施について

### 1 事業背景

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、これまで国の犯罪対策の中で実施されてきた「再犯の防止」について、地方公共団体は、今後、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することとされた。

国の再犯防止推進計画には、国は「地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援」を行う旨が示されており、今回、その一環として、法務省が、地方公共団体との協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するために実施する「地域再犯防止推進モデル事業」（新規事業）に県として応募し、採択となった。

### 2 事業概要

本県における再犯防止の取組を推進するため、国のモデル事業を活用し、犯罪をした者等が、出所後安定した社会生活を送れるよう、関係機関と連携した支援体制の整備に関する検討を行います。

### 3 事業内容（平成 30 年度から平成 32 年度まで）

平成 30 年度

- ・ 検討委員会の設置（千葉保護観察所、千葉県保護司会連合会、矯正施設等）
- ・ 実態調査の実施

平成 31 年度～平成 32 年度

事業の実施、事業効果の検証等